

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

〔一〇六 略〕

別表

改正後

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジエイコム埼玉・東日本
千葉県	株式会社ジエイコム千葉
東京都	株式会社ジエイコム東京
神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び 裾野市茶畠の一部の区域を併せた区域	株式会社ジエイコム湘南・神奈川
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦嶺寺ブ ナ坂外の一部の区域を除く区域	株式会社ケーブルテレビ富山
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
三重県	中部テレコミュニケーション株式会社
和歌山県	株式会社オプティージ
「略」	株式会社ジエイコムウエスト

備考 表中の「[]」の記載は注記である。

〔同上〕

改正前

〔一〇六 同上〕

別表

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジエイコムさいたま
神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び 裾野市茶畠の一部の区域を併せた区域	株式会社ジエイコムマイスト
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
和歌山県	株式会社オプティージ
「同上」	株式会社オプティージ